

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第12回習志野市農業委員会総会は令和7年12月12日（金曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 4時00分

2. 委員の出欠席 16名中12名出席 欠席4名（網掛け）
(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中臺 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

13番 渡邊 幸枝 14番 江口 明美

4. 議案案件

議案第1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第2号 生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願(継続)について

報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願(継続)について

報告第5号 農地法第5条の許可申請の取下げについて

6. 閉会時間 午後4時50分

議長	<p>みなさん、おはようございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、1番、渡邊 喜代美委員、3番、市角 明彦委員、9番、江口 勝洋委員、11番矢野 泰宏委員から欠席される旨の連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、12名の出席により、本日の総会は成立いたしましたので、ただ今より、令和7年第12回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により指名させていただきます。</p> <p>13番、渡邊 幸枝委員、14番、江口 明美委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は5件、報告件数は5件であります。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p> <p>皆様、本日もよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議長のご指示により、議案第1号について説明させていただきます。</p> <p>総会資料の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。</p> <p>この度、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、藤崎一丁目の農地1筆であり、面積は1千940平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は、令和8年2月14日から令和18年2月13日までの10年間であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>なお、申請地につきましては、令和5年2月14日から令和8年2月13日まで使用貸借権が設定されており、改めて利用集積計画に基づく権利を設定するものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
議長	

議 長	<p>それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対しまして、農業委員会として意見は無いとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。 事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第2号生産緑地地区の指定に係る農地等の認定についてを議案といたします。</p> <p>事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは、議案第2号について説明をさせていただきます。 総会資料の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号は、生産緑地地区の指定に係る農地等の認定についてあります。</p> <p>この度、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市長より、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当するか意見の照会がありましたことから、申請者が生産緑地地区の指定を受けようとする土地について、農地等に該当するか意見を求めるものです。</p>
	<p>1番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。</p> <p>申請地は、鷺沼三丁目の農地1筆であり、面積は684平方メートルであります。</p> <p>2番、生産緑地地区の指定を受けようとする理由は、申請者が、鷺沼土地区画整理後も、現在所有している農地において、農業を継続していきたいとの希望があることによるものです。</p> <p>3番、生産緑地地区名称及び仮換地につきましては、資料記載のとおりです。</p> <p>説明は、以上であります。</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございます。</p> <p>それでは、日々の状況について、同じ鷺沼地区の廣瀬委員から農業従事状況に関する報告をお願いします。</p>
廣瀬委員	<p>はい。資料の7ページにある写真の通り鷺沼区画整理内の畠として営農されている場所でそのまま利用されると聞いております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>

議 長	それでは、何かご意見等ありませんか、村山委員。
村山委員	はい。区画整理内の農地で面積については、登記面積と変わらないですか、この面積は、換地後ですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	はい。農地面積については、換地後に変更があると伺っています。申請は、あくまでも生産緑地の指定を受ける為の申請された面積であります。
議 長	はい。その他ありませんか。 よろしいでしょうか。 それでは、ご質問など無いようですので、採決に移ります。 議案第2号 生産緑地地区の指定に係る農地等の認定について、生産緑地地区の指定を受けようとする土地は、十分管理等がなされており、農地として認定すると決することに賛成の方の挙手を求めます。 全員賛成により、指定を受けようとする農地は生産緑地に指定されることに問題ないものと判断いたします。 事務局は、市に対し、農地として認定する旨を回答してください。
	それでは次に移ります。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について議案いたします。 事務局は、議案第3号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは議案第3号について説明をさせていただきます。 総会資料の8ページをご覧ください。 議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 1番、申請地は、実糀一丁目の農地1筆と実糀二丁目の農地2筆であり、面積は300平方メートルであります。 2番、権利の内容は、一時転用に伴う使用貸借権の設定であります。 3番、転用の目的は、工事用地であります。 4番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 5番、なお本件は、先月の総会で、ご審議いただきました案件です

事務局長	<p>が、許可申請が取り下げられ、今回改めて許可申請されたものです。 詳細は、報告第5号をご覧ください。 なお、一時転用が完了した際には、農地に復元する誓約書を受理しております。 説明は以上です。</p> <p>事務局、ありがとうございました。 それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 ありがとうございました。 全員賛成により、議案第3号については、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは議案第4号について説明をさせていただきます。 総会資料の12ページをご覧ください。 議案第4号は、農地法第4条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法第4条第2項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものであります。</p> <p>1番、申請地は、鷺沼台一丁目の農地4筆であり、面積は527.75平方メートルであります。</p> <p>2番、転用の目的は、専用住宅としての転用であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであります。 説明は以上です。</p> <p>事務局、ありがとうございました。 それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請について、ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。 ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。</p>
議 長	

議長	<p>議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成により、議案第4号については、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局は、議案第5号の議案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは議案第5号について説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料の18ページをお開きください。</p> <p>議案第5号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この度、農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、実糀三丁目の農地6筆であり、合計面積は1万3千77平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、所有権移転であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>はい。櫻井職務代理者。</p>
櫻井職務代理者	<p>はい。現地については、先日の全員協議会の後に見させていただきました。</p> <p>農地が、1万3千m²を超える土地でありますことから、相続により畠の所有者が分散化されることを防ぐために譲受人が引き受けて今後農業を行っていくのが目的と推察したところであります。</p> <p>この土地を譲受人が一人で営農されるとなると維持管理が大変でしょうから今後の営農について注視して行きたいと思いました。</p>
議長	<p>はい、現地は本当に綺麗に耕作された優良な農地でありますので、今後も農地として管理していただけるよう我々も応援出来ればと思います。</p> <p>他にありませんか。金子委員。</p>

金子委員	はい。税金については、どうなるのでしょうか。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、農地法第3条の譲渡になりますので、納税猶予なども含めた贈与についての税金も理解されていると思われます。
議 長	<p>それでは、これより、議案第5号についての審議に入ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について許可とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成により、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決しました。</p> <p>事務局は、本案件について許可書を速やかに発行してください。</p>
	<p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知です。</p> <p>ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご質問等なければ、次に移ります。</p> <p>報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知です。</p> <p>ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご質問等なければ、次に移ります。</p> <p>報告第3号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてです。</p> <p>ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご質問等なければ、次に移ります。</p> <p>報告第4号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてです。ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>ご質問等なければ、次に移ります。</p> <p>報告第5号は、農地法第5条の許可申請の取下げについてです。</p> <p>ご質問やご意見の有る方は、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、以上を持ちまして、総会を終了いたします。</p>